摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和2年6月8日

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和2年6月8日(月) 午前10時 開会 午前10時47分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 福住礼子 副委員長 弘 豊 委 員 森西 正 委 員 楢村一臣 委 員 香川良平 委 員 光好博幸 議 長 村上英明 副議長 増永和起

- 1. 欠席委員なし
- 1. 説明のため出席した者 副市長 奥村良夫 総務部長 山口 猛
- 1. 出席した議会事務局職員 事務局長 牛 渡 長 子 同局次長 溝 口 哲 也 同局主幹兼総括主査 香 山 叔 彦 同局書記 速 水 知 沙 同局書記 織 田 裕 太
- 1. 案件

令和2年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから、議会運 営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにし ます。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。本日は、大変お忙しい中、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

本日は、議会運営委員会ということでご ざいますが、冒頭、一言おわび申し上げた いというふうに思っています。

既に新聞等で報道がございました事務的なエラー、ミス、それから不祥事で、皆さん方に大変不快な思い、ご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。心からおわび申し上げたいと思います。

それでは、続きまして議会運営委員会の 開催に当たり、ご挨拶申し上げます。

昨年末、中国政府が武漢市で未知数の感染症の存在を公表し、それから僅か数か月、世界は新型コロナウイルス感染症の拡大に見舞われ、多くの命が奪われ、今も終息には至っておりません。

我が国では、4月7日に始まった緊急事態宣言は全国に拡大され、外出自粛など、過去一度もなかった生活上の大きな制約を経験することとなりました。

その結果、今では新型コロナウイルス感染者数がピークを超えたことから、緊急事態宣言が全面的に解除されましたが、これは決して安全宣言ではなく、今後も再流行を警戒しつつ、慎重な日常生活が求められております。

さて、そのような中、来る6月11日から開催されます、令和2年第2回摂津市議会定例会におきまして、報告案件5件、補

正予算案件3件、人事案件16件、条例案件12件、その他2件、合計38件の議案提出を予定いたしております。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。 ○福住礼子委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名いたします。

それでは、第2回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和2年第2 回摂津市議会定例会提出案件の概略説明 をさせていただきます。

まず、報告第7号は、令和元年度摂津市 一般会計繰越明許費繰越報告の件でござ います。

本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、款3民生費、項1 社会福祉費の市立みきの路運営事業で、金額1,020万8,000円の全額を翌年 度に繰り越すものでございます。繰越額の 財源は、全額一般財源となっております。

款7土木費、項2道路橋りょう費の千里 丘三島線東側道路改良事業は、金額1,0 38万5,000円の全額を翌年度に繰り 越すものでございます。繰越額の財源は、 全額一般財源となっております。

未就学児移動経路対策事業は、金額2, 336万円の全額を翌年度に繰り越すも のでございます。繰越額の財源内訳は、国 庫支出金817万5,000円、地方債1, 510万円、一般財源8万5,000円と なっております。

項4都市計画費の阪急京都線連続立体 交差事業は、金額5億3,500万円の全 額を翌年度に繰り越すものでございます。 繰越額の財源内訳は、府支出金5億3,4 05万1,800円、一般財源94万8, 200円となっております。

款 9 教育費、項 1 教育総務費の研修用 P Cネットワーク環境整備事業は、金額 7 0 4 万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は全額一般財源となっております。

項2小学校費の小学校施設改修事業は、金額3億1,067万7,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金5,306万2,000円、地方債2億1,090万円、一般財源4,671万5,000円となっております。

小学校情報通信ネットワーク環境整備 事業は、金額2億2,673万4,000 円の全額を翌年度に繰り越すものでござ います。繰越額の財源内訳は、国庫支出金 6,155万3,000円、地方債1億1, 250万円、一般財源5,268万1,0 00円となっております。

項3中学校費の中学校施設改修事業は、金額1億2,451万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金2,192万1,000円、地方債9,790万円、一般財源468万9,000円となっております。

中学校情報通信ネットワーク環境整備 事業は、金額1億1,719万1,000 円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金 2,815万円、地方債5,820万円、 一般財源3,084万1,000円となっ ております。

次に、報告第8号は、令和元年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件でございます。本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2、第1項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設 改良費の公共下水道整備事業の東別府雨 水幹線建設負担金につきまして、令和元年 度継続費予算現額9億7,000万円に対 し、5億1,000万円を翌年度に繰り越 すものでございます。繰越額の財源内訳は、 企業債、交付金それぞれ2億5,500万 円となっております。

次に、報告第9号は、令和元年度摂津市 水道事業会計予算繰越報告の件でござい ます。

本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、企業公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設改良費の配水管整備事業の鳥飼本町二丁目2番地内配水管布設工事につきまして、予算計上額1億5,816万3,500円に対し、1億1,466万3,500円を繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、全額損益勘定留保資金となっております。

次に、報告第10号は、令和元年度摂津 市下水道事業会計予算繰越報告の件でご ざいます。

本件は、令和元年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設

改良費の公共下水道整備事業の公共下水 道茨木摂津処理分区管渠布設工事31-2工区につきまして、予算計上額6,77 9万7,400円に対して2,784万7, 400円を繰り越すものでございます。繰 越額の財源内訳は、企業債1,840万円、 交付金800万円、損益勘定留保資金14 4万7,400円となっております。

公共下水道整備事業の三箇牧鳥飼雨水 幹線建設工事につきましては、予算計上額 4億946万6,100円に対し、1億4, 946万6,100円を繰り越すものでご ざいます。繰越額の財源内訳は、企業債7 70万円、交付金3,000万円、工事負 担金9,982万5,873円、損益勘定 留保資金1,194万227円となっております。

次に、補正予算に係る案件でございます。 議案第37号は、令和2年度摂津市一般 会計補正予算(第4号)でございます。

現計予算額464億5,419万9,0 00円に補正額9億3,143万3,00 0円を追加し、補正後予算額を473億8, 563万2,000円とするものでござい ます。

その主な内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や都市再生機構負担金を計上するほか、補正財源の調整により財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。

歳出では、商品券交付金や小学校用PC ネットワーク構築委託料などを計上いた しております。

次に、議案第38号は、令和2年度摂津 市水道事業会計補正予算(第1号)でござ います。

本件は、収益的収入におきまして現計予 算額22億2,907万8,000円から 580万3,000円を減額し、補正後予算額を22億2,327万5,000円とするほか、収益的支出におきましては、現計予算額19億8,833万4,000円に44万円を追加し、補正後予算額を19億8,877万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策による基本料金減額に伴う水道料金などの補正でございます。

次に、議案第39号は、令和2年度摂津 市介護保険特別会計補正予算(第1号)で ございます。

本件は、歳入歳出予算総額に変更はなく、 歳入予算におきまして、低所得者の保険料 軽減のため一般会計繰入金を増額し、その 同額を保険料から減額するものでござい ます。

次に、議案第40号から議案第55号までは、農業委員会委員の任命について同意 を求める件でございます。

本件は全て、農業委員会委員が令和2年 7月19日をもって任期満了となるため、 引き続き濵口光緒氏、池上良雄氏、山手賢 三氏、福田洋子氏、神嵜勇人氏、石橋周三 氏、萩原明氏、西島俊治氏、近藤元二氏、 濵口護氏を任命するとともに、新たに北本 雅好氏、岩田延弘氏、渡邊勝彦氏、川本良 明氏、樋上繁昭氏、森智氏を任命すること について、農業委員会等に関する法律第8 条第1項の規定により議会の同意を求め るものでございます。

次に、議案第56号は、摂津市附属機関 に関する条例の一部を改正する条例制定 の件でございます。

本件は、市長の附属機関として、事務執 行適正化第三者委員会を設置するため、所 要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和2年7月1日といた しております。

次に、議案第57号は、一般職の職員の 特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例制定の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例を 定めるため、所要の改正を行うものでござ います。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いのある者の救護に従事した職員に対し日額3,00円、身体に接触して救護に従事した場合にあっては、日額4,000円の衛生・一般廃棄物作業従事手当を支給することとするものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年 3月1日から遡及適用することといたしております。

次に、議案第58号は、摂津市税条例の 一部を改正する条例制定の件でございま す。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、市民税に関しましては、令和3年度以降の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えるとともに、対象となる者の前年の合計所得金額を135万円以下とするものでございます。また、令和3年度以降の各年度分の個人の市民税における基礎控除及び調整控除については、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について適用することとするものでございます。

軽自動車税に関しましては、電気軽自動

車及び一定の排出ガス性能を備えた天然 ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の 軽自動車であって、乗用のものについて令 和3年度及び令和4年度に初回車両番号 指定を受けた場合には、その翌年度分の種 別割に限り、税率の約75%を軽減するも のでございます。

市たばこ税に関しましては、市たばこ税の税率について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までは1,000本につき6,122円、令和3年10月1日以降は1,000本につき6,552円とするほか、加熱式たばこ及び葉巻たばこの課税方式について所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年1月1日といたしておりますが、ただし、第1条中市たばこ税に関する規定は令和2年10月1日、同条中、軽自動車税に関する規定は令和3年4月1日、第2条中、市たばこ税に関する規定は令和3年10月1日、同法中、法人の市民税に関する規定は令和4年4月1日、第3条の規定は、令和4年10月1日といたしております。

次に、議案第59号は、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、住民票の除票及び戸籍の附票の除票が法制化されたことに伴い、手数料の種類に住民票の除票の写し及び除票記載事項証明書、並びに戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を追加するとともに、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するものでございます。なお、

施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第60号は、摂津市放課後児 童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 制定の件でございます。

本件は、厚生労働省令である放課後児童 健全育成事業の設備及び運営に関する基 準の改正に伴うもので、放課後児童支援員 認定資格研修について都道府県知事及び 政令指定都市の長に加え、中核市の長も実 施できることとなったため、所要の規定の 整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第61号は、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、市の利用調整等により、地域型保育事業所卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設(保育所、幼稚園、または認定こども園)の確保を不要とするものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。 次に、議案第62号は、摂津市家庭的保 育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定の 件でございます。

本件は、厚生労働省令である家庭的保育 事業等の設備及び運営に関する基準の改 正に伴い、所要の改正を行うものでござい ます。

内容といたしましては、市の利用調整等による家庭的保育事業所卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設(保育所、幼稚園、または認定こども園)の確保を不要とするものでございます。

また、保護者の疾病、疲労等により療育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の提供を可能とするものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。 次に、議案第63号、摂津市重度障害者 の医療費の助成に関する条例等の一部を 改正する条例制定の件でございます。

本件は、大阪府の福祉医療費助成制度の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、精神病床への入 院に係る給付を医療費助成の対象とする ものでございます。また、障害者医療費助 成における住所地特例、これは、市外の病 院等に入院等をしたことにより、当該病院 等の所在する場所に住所を変更した者で あって、病院等に入院等をした際、市内に 住所を有していた者を市内に住所を有す る者とみなして条例を適用するというも のでございます。これにつきまして、国民 健康保険における住所地特例に合わせ、対 象となる施設を病院、診療所、児童福祉施 設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護 保険施設、介護保険特定施設等とするほか、 2以上の病院等に継続して入院等をした 場合の住所地特例の取扱いについて所要 の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第64号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、廃棄物減量等推進審議会の組織 及び運営に関する事項を定めるため、所要 の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、廃棄物減量等推 進審議会は、委員15人以内で組織するこ ととし、委員は学識経験者、関係団体の代 表者、事業者の代表者、市民等のうちから 市長が委嘱することとするものでござい ます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第65号は、摂津市介護保険 条例の一部を改正する条例制定の件でご ざいます。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴い、 所要の改正を行うもので、低所得者に対す る介護保険料の軽減強化を図るものでご ざいます。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年 4月1日から遡及適用することといたし ております。

次に、議案第66号は、摂津市水道事業 の給水等に関する条例の一部を改正する 条例制定の件でございます。

本件は、水道の基本料金の特例を定める ため、所要の改正を行うものでございます。 内容といたしましては、令和2年7月1

日から同年10月31日までの間において、水道の基本料金の額を半額とするものでございます。

なお、施行日は令和2年7月1日といた しております。

次に、議案第67号は、摂津市消防団員 等公務災害補償条例の一部を改正する条 例制定の件でございます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補 償の基準を定める政令の改正の伴い、所要 の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、非常勤消防団員の損害補償に係る保障基礎額を、階級及び勤務年数に応じてそれぞれ20円から100円引き上げ、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,90円に引き上げるものでございます。

また、障害補償年金前払一時金及び遺族 補償年金前払一時金が支給された場合に おける障害補償年金及び遺族補償年金の 支給停止期間等の算定に用いる利率を、1 00分の5から事故発生時における法定 利率に改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、令和2年 4月1日から遡及適用することといたし ております。

次に、議案第68号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件でございます。

本件は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、大阪広域水道企業団規約の一部を 変更する規約は、令和3年4月1日から施 行することとなっております。

続きまして、追加で発送させていただき ました案件の概略説明をさせていただき ます。

まず、議案第69号は、損害賠償の額を

定める件でございます。

本件は、公用自動車における物件破損事故に係る損害賠償でございます。

事故の発生状況につきましては、令和2年5月20日水曜日午前11時15分頃、 摂津市鳥飼西三丁目9番28号において、 公用普通塵芥車、ごみ収集車でございますが、倉庫の敷地に設置されている空調室外機に接触し、当該室外機を破損させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。また、損害賠償の額は60万2,470円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

次に、報告第11号は、損害賠償の額を 定める専決処分報告の件でございます。

本件は、公用自動車における物件破損事故に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和2年5月20日水曜日午前11時15分頃、 摂津市鳥飼西三丁目9番28号において、 公用普通塵芥車、ごみ収集車が倉庫の敷地 に設置されている空調室外機に接触し、当 該室外機が後方の倉庫側に倒れ、倉庫の外 壁を破損させたものでございます。損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。また、損害賠償の額は5万5,000円で、全宅、公益社団法人全 国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

なお、6月5日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

以上、令和2年第2回定例会提出案件の 概略説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。 光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。質問というか、確認をちょっとさせてもらいたいと思います。

議案第56号について、第三者委員会を設置するための本条例の制定ということですけれども、冒頭に副市長の話もありましたが、新聞報道等々で出ているかと思いますけど、その第三者委員会が対象とする事案が何に対してということなのかということと、ちょっと感覚的には、第三者委員会が立ち上がると同時にその事案もセットのような気がするんですけど、今回、挙げられていない理由についてお伺いしたいと思います。

○福住礼子委員長 山口総務部長。

○山口総務部長 議案第56号の附属機 関に関する条例の一部改正でございます けれども、これは、摂津市事務執行適正化 第三者委員会として、議案書にも書いてご ざいますとおり、不適正な事務処理等の事 実関係を解明していただいて、及びその原 因を究明するための調査、審議、並びに要 因となった内部の統制、コンプライアンス に関する課題等について審議していただ くということでございまして、もちろん今 回のようなミスそのものがどうかという ことではなくて、どういう原因でこういう ことになったのか、今後どうしていくべき かというふうな基本的な事項、そして、組 織に関する、例えばリスク管理であったり とか、そういうふうな基本的な行政として の対応がどうであったのか、今後どうすべ きかというふうなことの、行政としての基 本姿勢についても審議し、答申をいただく というふうに考えてございます。

今回、その議案としては、一応この条例

だけでございますけれども、今後、今回の件も含めまして、これはやはり組織として非常に重要な問題だなと思われることにつきましては、こちらの委員会のほうでしっかりと本質的なところを審議いただいて、報告いただくような形で考えてございます。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございません か。

森西委員。

○森西正委員 議案第56号に関して、関連して質問させていただきたいと思います。

これは、本会議でもって審議をされることでありますけれども、施行が令和2年7月1日からということでありますが、そうしますと、市として様々な問題を解決するための第三者機関といいますか、調査とかいうようなことは、7月1日以降から開所するというような考えでよろしいんでしょうか。

- ○福住礼子委員長 山口総務部長。
- 〇山口総務部長 7月1日となっていますのは、もちろん議会議決後の初めの月を施行日といたしております。この日から始めるのかということでございますけれども、今、いろいろ報道等で問題となっております事柄につきましては、現在も内部で調査を進めているところでございまして、もちろん内部調査だけではなく、やはり公正な形でいろんな観点から見ていただくということで第三者委員会を立ち上げる予定でございまして、こちらを7月1日以降に委嘱するというふうな形になろうかと考えてございます。

以上です。

○福住礼子委員長 森西委員。

- ○森西正委員 内部調査という部分は、6 月の段階からもするけれども、公の部分は 7月からだというふうな解釈認識でよろ しいですかね。
- ○福住礼子委員長 山口総務部長、よろしいですか。
- ○山口総務部長 はい、結構でございます。 ○福住礼子委員長 ほかにございません でしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質問を終わります。

理事者の皆さんは退席いただいて結構 です。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩) (午前10時33分 再開)

○福住礼子委員長 議会運営委員会を再 開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び 議事日程について、事務局から説明をお願 いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 令和2年第2回定例 会の審議日程等の事務局案について、お手 元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページの審議日程につきまして、 会期は6月11日から6月26日までの 16日間でございます。本会議初日の6月 11日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の 審議でございます。また、この日の午後5 時15分が議会議案の届出締切りでございます。

なお、審議日程案に記載はございません が、11日の本会議終了後に、議会活動等 検討委員会が開催予定となっております。

12日が文教上下水道及び民生常任委

員会、15日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、16日が委員会予備日でございます。また、15日の正午が一般質問の届出締切りでございます。17日が駅前等再開発特別委員会でございます。

次に、23日が議会運営委員会、25日 は本会議で一般質問、翌26日は本会議最 終日で、一般質問の後、付託案件の委員長 報告、採決でございます。また、本会議終 了後の議会運営委員会は、次の第3回定例 会の日程の仮決定をお願いするものでご ざいます。

以上が提案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程に ついて説明いたします。

まず、6月11日につきましては、日程 1が会期の決定でございます。日程2は、 議案第40号など16件で、農業委員会委 員の任命同意で、先ほどの協議会での態度 表明を基に一括簡易採決と備考欄に記載 いたします。日程3は、議案第37号など 16件で、一括して提案理由の説明、質疑 を受けた後、所管の委員会に付託でござい ます。

3ページ、日程4は、報告第7号など5件で、一括して報告を受けていただきます。日程5は、議案第69号で提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。6月25日については、一般質問でございます。6月26日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第37号など委員会付託案件の16件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

その次におつけしています議案付託表 でございますが、ご覧のとおり総務建設、 文教上下水道、民生の各常任委員会及び駅 前等再開発特別委員会で審査をお願いす る案件でございます。

最後におつけしています議案第37号、 所管別の分割表につきましては、令和2年 度一般会計補正予算(第4号)につきまし て、総務建設、文教上下水道、民生の各常 任委員会及び駅前等再開発特別委員会で 審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。 ○福住礼子委員長 ただいま事務局から 説明がありましたとおりでよろしいいで しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、そのように 決定をいたします。

次に、報告事項がありますので、事務局 から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 6月11日の本会議 に関してご報告いたします

全国市議会議長会からの永年勤続表彰 伝達式についてでございます。

去る5月27日付で全国市議会議長会から表彰されました方の、表彰状の伝達式を6月11日の本会議開会前に行います。 今回の表彰におきまして、三好義治議員が30年表彰を受賞されておられます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 ただいま事務局から 説明がありました点について、よろしくお 願いいたします。

以上で、本委員会を閉会します。 (午前10時47分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福 住 礼 子

議会運営委員 香川良平